

第 76 回国民体育大会  
三重とこわか国体鳥羽市実行委員会

# 第 3 回宿泊衛生専門委員会

書面決議



**三重とこわか国体**

第76回国民体育大会 2021年 9月25日(土)~10月5日(火)

ときめいて人 かがやいて未来 **2021**

**三重とこわか大会**

第21回全国障害者スポーツ大会 2021年 10月23日(土)~10月25日(月)



# 三重とこわか国体鳥羽市実行委員会

## 第3回宿泊衛生専門委員会 審議事項

### (1) 審議事項

#### 第1号議案

三重とこわか国体鳥羽市弁当調製施設業者の候補選定（案）……………2～5 頁

#### 参考

三重とこわか国体鳥羽市弁当調達要項……………6～7 頁

三重とこわか国体鳥羽市弁当調製施設募集要領……………8～9 頁

三重とこわか国体鳥羽市弁当調製施設選定基準……………10～11 頁

### 三重とこわか国体鳥羽市弁当調製施設業者の候補選定（案）

三重とこわか国体において、参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者に斡旋し、又は支給する昼食弁当について、三重とこわか国体鳥羽市弁当調製施設選定基準及び三重とこわか国体鳥羽市弁当調製施設募集要領により、応募のあった下記の施設業者を候補とする。

1 フェリーサービス株式会社

鳥羽市鳥羽三丁目 1484-111 取締役社長 福武 章夫

三重とこわか国体（本大会）・全日本フェンシング選手権大会（リハ大会）  
弁当調製施設業者応募票

下記の事項について熟読した上、当てはまるものは口内にチェックをつけてください。

1 意向調査

鳥羽市で開催される三重とこわか国体フェンシング競技・全日本フェンシング選手権大会における昼食弁当の調製、会場への配達および弁当容器の回収等業務を請負うことを希望します。

2 誓約事項

この応募票及び添付書類の記載事項については事実と相違ありません。

現在までの行政処分状況について、実行委員会が保健所に問い合わせることを承諾いたします。

3 応募条件

下記について熟読し、当てはまるものは回答欄に○をつけてください。

（※弁当調製施設業者については、下記条件を全て満たしているものとします。）

(1) 営業条件

No.	項 目	回答
1	事業所の所在が鳥羽市である。	○
2	食品衛生法の規定により営業許可を受けている。	○
3	三重とこわか国体鳥羽市実行委員会（以下「実行委員会」とする。）及び保健所の行う衛生指導を遵守することができる。	○
4	実行委員会が実施する国体弁当調達業務に対して協力することができる。	○

(2) 衛生管理

No.	項 目	回答
1	過去2年間、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていない。	○
2	食品衛生法に基づく食品衛生監視票での評価が直近で80点以上である。	○
3	「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付衛食第85号）等HACCPの概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営及び整備が食品衛生法に基づき適正になされている施設である。	○

4	検食の際に、原材料及び調理済み食品毎に50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して、-20℃以下で2週間以上保存することが可能である。	○
5	調理従事者（食品の調理・盛付け等、食品に接触する可能性のある者であって、臨時職員を含む。）の全員に対し、大会開催前1ヵ月以内に、検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）の実施が可能であること。なお、検便検査項目にはノロウイルス（抗原検査）も含めることが望ましい。	○
6	食品賠償保険等に参加している。	○

## (3) 調製能力

No.	項 目	回答
1	各大会の弁当提供可能数がいずれの日においても1日300食程度の提供が可能である。	○
2	メニューの日替わりが可能である。	○
3	単価に応じた弁当の調製が可能であり、実行委員会が指定する容器、包装紙での提供が可能である。	○
4	栄養面やバランスを考慮したメニュー提供ができる。	○

## (4) 対応能力

No.	項 目	回答
1	原則として、前日午後6時までの発注に対して、翌日午前11時の納入が可能である。	○
2	弁当納入の際に、実行委員会が指定する時間及び場所を厳守し、冷蔵庫（実行委員会で用意）など、適切な温度管理のできる設備を使用し、引換時間中も待機することができる。	○
3	弁当納入の際に、ダンボール箱等に梱包して納入することができる。	○
4	弁当付属品として、お茶、割り箸、爪楊枝、お手拭および持ち運び用ビニール等の提供ができる。	○
5	配達同日に、弁当容器の回収ができる。	○
6	実行委員会からの要請に応じて弁当献立および写真の提供が可能である。	○
7	荒天等により、競技開催に中止等の変更があった場合は、弁当の調製及び納入については実行委員会の指示に基づく対応ができる。	○
8	食品表示法に基づき、弁当容器への表示（名称、原材料名（食品添加物、アレルギー物質表示含む。）、消費期限（時刻まで）、保存方法、製造所在地、製造者名等）を行うことができる。	○

4 添付書類


下記の書類の提出について チェックをお願いいたします。

- 市税の完納証明書
- 営業許可証の写し
- 食品衛生監視票の写し
- 食品賠償保険証の写し

令和 2 年 8 月 25 日

三重とわか国体鳥羽市実行委員会  
会長 中村 欣一郎 様

所在地 〒517-0011  
鳥羽市鳥羽三丁目 1484-111

氏名（法人にあたっては名称及び代表者氏名）  
フェリーサービス株式会社  
取締役社長 福武 章夫 

電話番号 0599-25-7150

F A X 番号 0599-26-5772

緊急連絡先 090-1982-3236

（担当者名） 片山

## 三重とこわか国体鳥羽市弁当調達要項

### 1 目的

この要項は、鳥羽市で開催する第76回国民体育大会「三重とこわか国体」（以下「国体」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「国体参加者」という。）に斡旋し、又は支給する弁当の調達について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 実施方法

国体参加者の弁当調達に係る業務は、関係機関、関係団体等の協力を得て、三重とこわか国体鳥羽市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施するものとする。

### 3 弁当調達計画

実行委員会は、弁当の調達に当たり、あらかじめ必要数を把握し、弁当調達計画を作成するものとする。

### 4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 斡旋弁当 選手、監督、視察員及び報道員に斡旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 大会役員、競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員等に支給する弁当をいう。

### 5 調達期間

調達期間は、斡旋弁当にあつては国体の開催期間、支給弁当にあつては国体の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

### 6 弁当の料金

弁当の料金は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 斡旋弁当（お茶付き） 900円以内（消費税別）
- (2) 支給弁当（お茶付き） 900円以内（消費税別）

### 7 弁当調製施設の指定

弁当調製施設は、宿泊衛生専門委員会で決定した施設を弁当調製に係る施設（以下「弁当調製施設」という。）として指定するものとする。

### 8 指定の取り消し

実行委員会は、前条の規定により指定を受けた弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止若し

## 【参考】

- くは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
  - (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
  - (4) 実行委員会の要望等に対応することが極めて難しいとき。
  - (5) その他実行委員会が不相当と認めたとき。

### 9 弁当引換所の設置及び運営

実行委員会は、競技会場に弁当引換所を設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行うものとする。

### 10 準用

第2条から前条までの規定は、鳥羽市で開催される競技別リハーサル大会について準用する。

### 11 その他

この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要項は、令和2年5月15日から施行する。



## 三重とこわか国体鳥羽市弁当調製施設募集要領

### 1 目的

この要項は、三重とこわか国体鳥羽市弁当調達要項に基づく弁当調製施設の募集を行うため、必要な事項を定める。

### 2 開催期間

- (1) 全日本フェンシング選手権大会（リハーサル大会）  
令和2年12月18日（金曜日）から12月20日（日曜日）まで
- (2) 三重とこわか国体フェンシング競技（本大会）  
令和3年9月26日（日曜日）から9月29日（水曜日）まで

### 3 開催場所

鳥羽市民体育館

### 4 業務内容

昼食弁当の調製、会場への配達および弁当容器の回収

### 5 業務の詳細

- (1) 弁当の種類
  - ア 幹旋弁当  
選手、監督、視察員及び報道員に幹旋する弁当
  - イ 支給弁当  
大会役員、競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員等に支給する弁当
- (2) 弁当の単価
  - ア 幹旋弁当（お茶付き） 900円以内（消費税別）
  - イ 支給弁当（お茶付き） 900円以内（消費税別）

### 6 応募期間

令和2年8月3日（月曜日）から8月31日（月曜日）まで  
（土曜、日曜日、祝日は除く）

### 7 応募条件

次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 三重とこわか国体鳥羽市弁当調製施設選定基準を満たすこと。
- (2) 鳥羽市内に事業所を有する弁当調製施設であること。
- (3) 納税義務が履行されていること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

## 【参考】

(5) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生手続き等を行っていないこと。

### 8 応募方法

次の書類を三重とわか国体鳥羽市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）へ提出すること。

- (1) 弁当調製施設業者応募票
- (2) 市税の完納証明書
- (3) 営業許可証の写し
- (4) 食品衛生監視票の写し
- (5) 食品賠償保険証の写し

### 9 選定方法

実行委員会において、選定基準に定める要件を確認、審査の上、指定の可否を決定し、その結果を応募者に通知する。

### 10 その他

- (1) 書類の作成、郵送等、応募に要する費用は申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、実行委員会の弁当調達に関わる業務以外には使用しない。
- (3) 数量および配達場所については、実行委員会の指定によるものとする。

### 11 問い合わせおよび提出先

〒517-0022 三重県鳥羽市大明東町 1-6  
三重とわか国体鳥羽市実行委員会事務局  
(鳥羽市教育委員会生涯学習課スポーツ推進係)  
TEL : 0599-25-1271  
FAX : 0599-25-1263  
Eメール : sports@city.toba.lg.jp

## 三重とこわか国体鳥羽市弁当調製施設選定基準

### 1 三重とこわか国体に対する理解と協力

三重とこわか国体および鳥羽市競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に理解があり、三重とこわか国体鳥羽市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

### 2 対象施設について

食品衛生法に基づく営業許可を受けているもので、鳥羽市に事業所を有する弁当調製施設であること。

### 3 施設の衛生管理

- (1) 選定時点において、過去 2 年間に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- (2) 食品衛生法に基づく食品衛生監視票での評価が直近で 80 点以上であること。
- (3) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成 9 年 3 月 24 日付衛食第 85 号）等 HACCP の概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営及び整備が食品衛生法に基づき適正になされている施設であること。
- (4) 検食の際に、原材料及び調理済み食品毎に 50g 程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して、-20℃以下で 2 週間以上保存できること。
- (5) 調理従事者（食品の調理・盛付け等、食品に接触する可能性のある者であって、臨時職員を含む。）の全員に対し、大会開催前 1 ヶ月以内に、検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）の実施が可能であること。  
なお、検便検査項目にはノロウイルス（抗原検査）も含めることが望ましい。
- (6) 食品賠償保険等に加入していること。

### 4 施設の調製能力

- (1) 各大会の弁当提供可能数がいずれの日においても 1 日 300 食程度の提供が可能であること。
- (2) メニューの日替わりが可能であること。
- (3) 単価に応じた弁当の調製が可能であり、実行委員会が指定する容器、包装紙での提供が可能であること。
- (4) 栄養面やバランスを考慮したメニュー提供ができること。

### 5 施設の対応能力

- (1) 原則として、前日午後 6 時までの発注に対して、翌日午前 11 時の納入が可能であること。
- (2) 弁当納入の際に、実行委員会が指定する時間及び場所を厳守し、冷蔵車（実行委員会で用意）など、適切な温度管理のできる設備を使用し、引換時間中も待機が可能であること。

## 【参考】

- こと。
- (3) 弁当納入の際に、ダンボール箱等に梱包しての納入が可能であること。
  - (4) 弁当付属品として、お茶、割り箸、爪楊枝、お手拭および持ち運び用ビニール等の提供ができること。
  - (5) 配達日に、弁当容器の回収が可能であること。
  - (6) 実行委員会からの要請に応じて弁当献立および写真の提供が可能であること。
  - (7) 荒天等により、競技開催に中止等の変更があった場合は、弁当の調製及び納入については実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。
  - (8) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等で表示できること。
    - ア 弁当の名称
    - イ 原材料名（アレルゲン、原料米の産地等の表示を含む。）
    - ウ 添加物（アレルゲン含む。）
    - エ 消費期限（時刻まで表示）
    - オ 保存方法
    - カ 製造所在地・製造者名
    - キ その他食品表示関係法令により規定される表示